

參考資料 1

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成28年12月22日現在

*1 田村市：電気・電力小売会社。近畿地方開拓電気（現：関西電力）の子会社。近畿地方開拓電気は、近畿地方開拓会（現：関西電力）の子会社。近畿地方開拓会は、近畿地方開拓会（現：関西電力）の子会社。

※2 東京都市計画(平成24年3月20日)第14号付「東京都都市計画区域整備規則(昭和25年4月10日)による都構成市町村の都構成区域に限る。」、宮城県、千葉県、埼玉県、茨城県(平成24年3月20日)第14号付「都構成区域に限る。」により設置された「都構成区域に限る。」を「都構成区域」に読み替える。

*次ナラ相馬市(平成24年3月30日付)により設置された帰還困難者に限る。・富岡町、大熊町、双葉町、栗原町、葛尾村(平成24年3月30日付)付け指しにより設置された帰還困難者に限る。及び飯舘村・福島県喜多方市、猪谷町、福島町、原町区才原町から半径2キロメートル圏内の区域を除く。・川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、市川町(都路町)、羽林町(原町村)、引町(原町村)中山字小塚及び字下馬沢、常磐町(原町村)常磐山町根並及び市内国

有林福島林業管轄着251林班の部、252林班、253林班の部、258林班から270林班までの区域を「北区」。原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を「南区」。福島第一原発所から半径20キロメートル以上30キロメートル以内の区域を「東区」。福島市高倉町七曲、原町区高倉町字原町、原町区馬場町字原町、原町区馬場町字原町。

川、原町区・馬場字農業学校前、原町区片倉町交差点及び市内有林地園林管理署2004年版から2008年版まで、2008年版の一部、2009年版から2019年版まで及び2130林班の区域を除く。市福島市(福島市)、源利、小倉寺及び南北台を除く。)、旧平田村、旧庭野村、旧日余村、旧下川崎村、旧松谷川村、旧水原村及び立山子山の区域に限る。)、伊達市(月館町)月館町月館(閑)、松川川、向川及び腰(隈)限る。)及び宮町駅御代田北、東西及び新規。

内に限る)」に限る。」
①旧田町(『豊原山城下町に限る』)、(『佐賀市内久保田、山川、河原田、安藤町、西町及び原田町に限る』)、(『北原町(更里町)、大隅町(寺原、清水、清川、松平、久保、棚原、里ヶ谷、山口宝、笠石並び上台)除く』)、(『安藤町川新田及び梁川町河原町に限る』)、(『大口町上原保原、山田、小手町及び日高本村(梁川町八幡町に限る)』)の区域に限る。」
二本松市(『市内川原町(洗足、川原町)、川原町(洗足、川原町)に限る』)

（旧大木戸村及び大木戸村の区域に限る。）須山市（旧常久山郡の区域に限る。）蒲原川町（旧蒲原村の区域に限る。）三春町（旧三春村の区域に限る。）川俣町（旧飯坂村の区域に限る。）大玉村（旧玉井村の区域に限る。）

※4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町)、旧郡山市(旧富久山町の区域に限る)、郡山市(旧白石村の区域に限る)、いわき市(旧山田村の区域に限る)、須賀川市(旧西蒲坂村の区域に限る)、相馬市(旧玉野村の区域に限る)、二本松市

(旧)川尻村の区域に限る。市、市街、都路町、船引町、中山字小塙、常葉町下馬尻、常葉町山岸、常葉町山岸並びに市内国林有福林、森管委員会251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班か270林班まで、283林班か300林班まで及び303林班まで、303林班までの一部の区域に限る。) 南相馬市(小高区、原町区・片倉字行船の区域に限る)、馬場字(弓削、字吹屋、字七曲、字森美及び字柏木森の区域に限る)、小浜字(宇形間)。

に限る。)、伊豆市(旧坂本村、旧佐久村、旧富成村、旧掛田村、旧小国村及び旧町田村の区域に限る。)、川俣町(山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町、柏原町、川内村及び森林町長尾並木まで(区内国有林笠置森林管理署2304林班及び2313林班から2312林班まで(区内に限る。))

*5福島県南相馬市(平成24年3月30日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)、柳原町、富岡町(平成25年3月27日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)、郡山市(平成25年3月27日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)、猪苗代町(平成25年3月27日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)、磐梯町(平成25年3月27日付け)により認定された避難区域を除く(区域に限る)。

新規感染者数を示す「新規感染者数」は、原則として、各都道府県が、自ら定めた「検査・隔離・接触確認・疫報」による「新規感染者数」を報告する。一方で、東京(平成25年3月17日)から「新規感染者数」を除く、「新規陽性者数」を報告する。また、内閣府(平成24年3月10日付)による「新規陽性者数」を除く、「新規感染者数」を報告する。

*6 福島県相馬市(平成24年3月30日付け指示)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。) 川俣町(平成25年8月7日付け指示)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。) 桜井町、富岡町(平成25年3月7日付け指示)により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。

次に、農地の耕作放棄問題について述べる。昭和25年3月20日付「農地の耕作放棄に関する緊急措置並びに耕作放棄地の再利用等の促進に関する指針」によれば、農地の耕作放棄は、農地の生産性を低下させ、生産者間の競争を悪化させる要因となることから、耕作放棄地の再利用が求められる。また、農地の耕作放棄は、農地の生産性を低下させ、生産者間の競争を悪化させる要因となることから、耕作放棄地の再利用が求められる。

困難区域を除く区域に限る。)、堀川町(平成24年3月30日付指示により設定されたに居住制限区域及び辺境指示解除準備区域に限る)、萬葉町(平成25年3月7日付け指示により設定され辯論困難区域を除く区域に限る)及び船岡町(平成24年6月15日付指示により設定された辯論困難区域に限る)に限る。

*7 福島県相馬市(平成24年3月10日付け指針に於て定めた)の「居住剝離区域」及び避難指揮解除準備区域に限る。)、川俣町・富岡町は平成25年3月17日付け指針に於て示された居留区域に限る。

・横須賀地区を除く、京成線に沿った複数の駅で発着する乗合タクシーが運行されています。また、JR京葉線の駅では、JRバスの乗合タクシーが運行されています。

*3 イカナゴ(種魚を除く)、イシガレイ、ウスメバル、ウミタナゴ、カサゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、サクラマス、シロメバル、スズキ、ヌマガレイ、ムラサイ、ヒノスガイ

※イカナゴ／温魚を除く。）、イカ／イカ、マス／マス、ワニマサ／ワニマサ、カツオ／カツオ、キソネンメル／ワニワニ／ワニワニ、クロダイ／クロダイ、サクマシマ／サクマシマ、シロメハイル／ススキ／ススキ、メマカレイ／ムツヅイ／ムツヅイ、ヒノスガイ

※10 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年12月22日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
肉	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷市、大衡村、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、 <u>川崎町</u> 、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。ただし、瀬川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
肉	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成28年12月22日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、 真岡市 、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
肉	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

參考資料 2

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年12月22日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年12月22日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年12月22日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年12月22日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成28年12月22日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対

静岡県		出荷制限
水産物	ヤマメ(稚魚を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解禁：桶木島内の彦良津川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、奥申川との合流点から下流の部分に限り。) H24.11.10～H25.3.26解禁：桶木島内の彦良津川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解禁：桶木島内の彦良津川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.3.30～H27.2.28解禁：桶木島内の彦良津川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(稚魚を除く。)	H24.5.7～H24.5.28解禁：大芦川(支流を含む。ただし、糸井川及びその支流を除く。) H24.5.29～H25.5.31解禁：糸井川(支流を含む。ただし、糸井川と合流する上流(支流を含む。ただし、糸井ダムの上流及びその支流を除く。))
	牛の肉	H23.8.2～H24.8.25～解禁：金枪(県の定める比倒)；漁業方面に基づき管理される牛の肉を除く。))
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.25～解禁：金枪(県の定める比倒)；漁業方面に基づき管理されるイノシシの肉を除く。))
	シカの肉	H23.12.2～H24.2～解禁：金枪
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解禁：桶木島 H23.8.2～H25.3.26解禁：大芦原市 H23.8.2～H25.5.31解禁：糸井川
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解禁：全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解禁：全域	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.8～：猪苗代町、高崎市、館林市、高岡村 H24.10.10～：高崎市 H24.10.10～：高岡村 H24.10.13～：高崎市 H24.11.13～：みなかみ町
	ヤマメ(稚魚を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解禁：利根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解禁：小川(支流を含む。)及び純ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(稚魚を除く。)	H24.4.9～：利根川(うち利根島側から東京電力株式会社秋久発電所管轄川敷水施設までの区間)(支流を含む。) (H24.6.8～H24.11.19解禁：利根川(うち利根島側から東京電力株式会社秋久発電所管轄川敷水施設までの区間)(支流を含む。))
	イノシシの肉	H24.10.10～：金枪
肉	クマの肉	H24.8.10～：金枪
	シカの肉	H24.11.14～：金枪
	ヤマドリの肉	H25.1.29～：金枪
その他	茶	H23.8.30～H24.3.28解禁：相生市 H23.8.30～H25.6.28解禁：利根川
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～：饭能町、青梅町 H24.10.20～：ときがわ町 H24.11.5～：越山町
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解禁：旭市、取手市、多古町	
農産物	シメジ(キンサンバイ、サンチュ)	H23.4.4～4.22解禁：旭市
	ハゼソリ	H23.4.4～4.22解禁：旭市
	セルリー	H23.4.5～H23.10.23解禁：市原市、木更津市 (H24.4.5～H23.1.14解禁：市原市) (H24.4.5～H23.2.1解禁：佐野市) (H24.4.11～H23.12.2解禁：市原市、佐野市) (H24.4.11～H23.10.23解禁：八千代市) (H24.4.12～H23.10.23解禁：船橋市) (H24.4.18～H23.10.23解禁：三山市)
	タケノコ	H23.10.11～：君津子市 H23.10.14～H22.10.14～：御宿町、君津市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される君木シタケ(霧地栽培)は出荷制限の対象から除外。)) H23.11.15～：君津市 H23.12.22～H23.10.14～：御宿町、君津市 H24.2.29～H23.1.25～：印旛宿(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される印旛シタケ(霧地栽培)は出荷制限の対象から除外。)) H24.4.10～：白井市 H24.4.15～：千葉市、八千代市 H24.8.16～H26.3.19～：君津市(山武市)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される君木シタケ(霧地栽培)は出荷制限の対象から除外。)) H24.11.14～H26.1.14～：御宿町、君津市(山武市)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される君木シタケ(霧地栽培)は出荷制限の対象から除外。)) H24.8.16～H26.3.19～：御宿町、君津市(山武市)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される君木シタケ(霧地栽培)は出荷制限の対象から除外。)) H24.11.14～H26.1.20～：御宿町、君津市(山武市)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される君木シタケ(霧地栽培)は出荷制限の対象から除外。)) H24.12.14～H26.10.14～：御宿町、君津市(山武市)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される君木シタケ(霧地栽培)は出荷制限の対象から除外。))
農産物	原木シタケ(露地栽培)	ギンブナ H24.7.19～：平賀湖及び平賀湖に流入する兩用(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。) H25.7.9～：平賀湖及び平賀湖に流入する兩用(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)
	原木シタケ(施設栽培)	コイ H28.11.2～：千葉県内の利根川のうち利根大橋の下流(支流を含む。)、利根排水場及び利根水門の上流、利根用水第一通水設備の下流、八潮川、年田並びに考田川を除く。) ウナギ H24.11.8～H25.3.18～：船橋市(ぬま崎(県の定める出荷・販賣方面に基づき管理されるイノシシの肉を除く。))
	イノシシの肉	肉
	茶	H23.8.2～H24.8.21解禁：大網白里町 H23.14～H24.5.21解禁：鎌浦市 H23.6.2～H24.2.25解禁：野田市、富原市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解禁：成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～2.29解禁：南足柄市 H23.8.23～12.26解禁：松田町、山北町 H23.8.2～10.14解禁：愛川町、清川町 H23.8.23～10.26解禁：相模原市、中井町 H23.6.2～11.10解禁：小田原市 H23.6.2～H24.10.19解禁：通河原町
新潟県		出荷制限
肉	カマの肉 H24.11.5～：金城(佐渡市及び県島浦村を除く。))	
山梨県	出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.29～：笛貫町、富士河口湖町、湖田村
長野県		出荷制限
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.29～：飯野沢町、御代田町 H24.10.1～：小瀬町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：小瀬町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：小瀬町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：小瀬町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：小瀬町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：小瀬町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：小瀬町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.1.20解禁：小瀬町、南牧村(マツタケを除く。) H25.10.2～H27.1.20解禁：小瀬町、南牧村(マツタケを除く。) H25.10.2～H27.1.20解禁：小瀬町、南牧村(マツタケを除く。)	
コシアブラ	H24.8.29～：郡上郡、伊那郡 H24.8.29～：小瀬町、御代田町 H24.8.29～：木曽郡、御嶽温泉村 H27.2.29～：木曾平野	
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H25.10.5～：金城(佐渡市、富士市)
	茶	H26.10.7～：御殿原

※□の箇所は、出荷制限の対象

参考資料3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成28年12月22日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
野菜 結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.21～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
原木シイタケ(露地)	H23.4.13～：飯館村
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉 イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、波江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

* [] の箇所は摂取制限の対象